

浜松市公告第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4の規定において準用する同法第87条の4第1項の規定により、防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））東ノ谷三番池地区の緊急防災等工事計画を定めたので、同法第96条の4において準用する同法第87条の4第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、下記のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の4において準用する同法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に浜松市長に審査請求することができる。

令和8年4月27日

浜松市長 中野 祐介

記

1 縦覧に供する書類

防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））
東ノ谷三番池地区緊急防災等工事計画書の写し

2 縦覧場所

浜松市産業部農地整備課（浜松市役所本庁舎 6階）

3 縦覧期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月28日（木）まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く

4 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103番地の2

浜松市産業部農地整備課（浜松市役所本庁舎 6階）

電話 053-457-2315

メールアドレス nouseibi@city.hamamatsu.shizuoka.jp